

改正

令和 4年 4月 1日告示第190号

長浜市児童公園設備費等補助金交付要綱

長浜市児童遊園設備費等補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第229号）の全部を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、児童に安全な遊び場を提供し、その健康を増進することを目的に、自治会等が管理する児童公園の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）対象遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、登り棒、シーソー、回転塔、揺りかご、雲てい、ネット遊具、木馬、コンビネーション遊具その他児童公園に適当な遊具として市長が認めるもの
- （2）対象設備 水飲み場、便所、砂場、ベンチ、フェンス、車止めその他児童公園に適当な設備として市長が認めるもの

（補助対象者）

**第3条** 補助金の交付対象となるものは、自治会及び自治会で構成する地区連合自治会（以下「自治会等」という。）とする。

（補助対象事業）

**第4条** 補助金の交付対象となる事業は、次に定めるものとする。ただし、開発行為により設置され市に所有権が移転して以後10年を経過していない児童公園における第1号及び第3号の事業は、補助対象外とする。

- （1）児童公園における対象遊具の設置
- （2）児童公園における対象遊具の修理又は撤去
- （3）児童公園における対象設備の設置
- （4）児童公園における対象設備の修理又は撤去

（補助対象児童公園）

**第5条** 補助金の交付対象となる児童公園は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

- （1）自治会等が当該児童公園内の対象遊具及び対象設備を管理していること。
- （2）児童が自由に利用できること。
- （3）この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする年度の前年度において、当該補助金を利用した整備を行っていないこと。ただし、災害その他これに類する原因による修理又は撤去のために市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、一の自治会等につき年度当たり1か所の児童公園で、かつ、1回限りとする。ただし、同一自治会等が管理する児童公園が5か所以上ある場合は、年度当たり2か所の児童公園で、かつ、1か所につき1回限りとする。

（補助金額等）

**第6条** 補助金額は、事業に要する経費に3分の2を乗じて得た額とし、15万円を限度とす

る。

- 2 第4条に定める事業のうち複数の事業を同時に実施する場合には、補助金額は、事業区分ごとにそれぞれ算定するものとし、合わせて15万円を限度とする。

(実績報告)

**第7条** 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施前写真及び完了後写真
  - (2) 事業に要した経費の収支明細書
  - (3) 領収書の写し
- (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(特例措置)
- 2 平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間において、第4条第1号の事業を行った場合においては、第6条第1項の規定にかかわらず、補助金額は30万円を限度とし、第4条第2号から第4号までの事業を行った場合においては、それぞれ15万円を限度とする。
- 3 平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間において、第4条第1号の事業に加え、同条第2号から第4号までのうち1つ以上の事業を同時に実施する場合においては、補助金額は前項で定める事業区分ごとに算定するものとし、合わせて30万円を限度とする。

**附 則** (令和4年4月1日告示第190号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。